

(別紙2) 岐阜県における都道府県加算ポイント

	No.	取組等の内容		ポイント	
発展項目	1	スマート農業	スマート農業※ ₁ に取り組む	2点	
	2	農福連携	障がい者※ ₂ の就労※ ₃	2人以上	2点
				1人	1点
	3	GAP等	○以下のいずれかに取り組む ・GAP認証(第三者認証)の取得 ・ぎふ清流GAP農場評価(国際水準GAPガイドラインの全項目を遵守していること)を受けること ・農場HACCP認証の取得		2点
			○以下のいずれかに取り組む ・ぎふ清流GAPの農場評価を受けること ・農場HACCP推進農場の指定		1点
4	多様な流通販売	6次産業化、輸出※ ₄ 、ネット販売のいずれかに取り組む		2点	
基礎項目	5	営農地域	中山間地域※ ₅ で営農する	2点	
			中山間地域以外で営農する	1点	
	6	研修機関	県が認定している準備型研修機関※ ₆ が行う研修を受けている		1点
	7	収入保険等※ ₇ の加入	収入保険、肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)等に参加する		2点
	8	年齢 (経営開始時)	20代以下		2点
30代・40代			1点		

・目標として行う項目(No. 1~4、7)については、事業実施年度の4年後の年度までに行う。

裏面に続く

※₁スマート農業：岐阜県スマート農業推進計画の5営農類型毎のスマート農業技術(1)から(8)までに記載されている技術の導入

※₂障がい者：障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に定義される者（発達障害者、難病のある者及び高次脳機能障害者は医師の診断書等により個別に確認）

※₃障がい者の就労：240時間以上／年、農作業に従事する人数をカウント

※₄輸出：自らの意志により輸出業者を選定し、自らの生産物を輸出する取り組みをカウント

※₅中山間地域：中山間地域等担い手育成総合対策事業（平成29年3月23日付け農経第1598号農政部長通知）第2の1の（1）アに規定する中山間地域

※₆県が認定している研修機関：「岐阜県農業次世代人材投資事業の運用について」の3及び「岐阜県就農準備資金・経営開始資金の運用について」の2に基づき認定しているいずれかの研修機関

※₇収入保険等：収入保険の他、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）、肉用子牛生産者補給金、肉豚経営安定交付金（豚マルキン）、鶏卵生産者経営安定対策事業

【各交付対象者候補の都道府県ポイントの調整について】

1 国実施要綱別表1の2の（1）の都道府県加算ポイントと本表による各交付対象者候補の得点の合計が一致しない場合は、次式により各交付対象者候補へ都道府県ポイントを按分配分する。
$$[\text{各交付対象者候補へ配分する都道府県ポイント}] = [\text{各交付対象者候補の本表による得点}] \times [\text{国実施要綱別表1の2の（1）の都道府県加算ポイント}] / [\text{全交付対象候補の本表によるポイントの合計値}]$$

2 1による各交付対象者へ配分する都道府県ポイントについて、小数点以下の端数は、都道府県加算ポイントの範囲内で、端数の大きい交付対象者候補から順に切り上げ処理をし、都道府県加算ポイントが不足する場合には切り捨て処理とする。端数が同点の交付対象者候補がいる場合には、共通ポイントの高いもの、年齢の若いものの順で優先して切り上げ処理を行うものとする。